

稿 雇用守る追加判例に 退職強要裁判を傍聴

4月16日の退職強要・人権侵害裁判を傍聴しました。裁判自体は既に提出済みの答弁書等に対する確認と今後のスケジュール調整だけで15分ほどで終了しました。

社員が会社を訴える

皆様は、会社を社員が訴えるという常識的には異常な事態を、自分には関係ない他人事と思われたいでしょうか。

しかし、ここに原告として並んでいる4人のうち3人の社員は、2008年に退職強要を受けるまでは、会社を訴えるどころか労働組合員でもありませんでした。違法な恫喝や暴力まがいの行為を含む退職強要により精神的にも身体的にも大きなダメージを受け、退職寸前まで追い込まれながら、組合に加入し、自分

違法な行為により退職強要

会社は、業績主義を標榜し、社員を単なるリソースと見做して、過去リストラを行ってきたが、この流れは止むどころか今後3年間で5000人のリストラを予定しているとのことですので、とても他人事と考えることはできないと思います。会社はBCG等によりコンプライアンスの遵守を社員に求めながら、ニイウスに絡む不正取引により証券監査委員会による強制捜査やペーパー会社による法人税脱税の摘発を受けており、国に対しては法律に抵触しても捕まらなければ、ある

いは、税金支払が回避できれば良いとする態度を取っています。その様な訳で、弱い立場の社員に対しては、法律に抵触するどころか違法な行為により退職強要を行ってきた。退職強要に伴う業績改善プログラムやPBC低評価に対して、社員が労働局長の助言・指導を申し出て、労働局による助言・指導には強制力がないため、それらの指導に対して会社は無視を続けています。

解雇出来ない
新たな判例に

社員が、強大な権力を持つ会社から違法な退職強要を受けた時、会社に対して強制力のある対抗策として、裁判による方法を取らざるを得なかったのです。

現在日本ではアメリカの様に簡単に社員を解雇できないのは、彼ら4人の様に違法な会社の行為に対して勇気を持って訴

訟を起こした方達が勝ち得た判決が判例として確立しているからです。この退職強要・人権侵害裁判の判決が新たな雇用を守る判例となることを願いつつ今後の裁判の行方を見守って行きたいと思

(M)

退職強要・人権侵害裁判予定

第8回裁判
日時 5月21日(金) 13時10分
場所 東京地方裁判所619号法廷

第9回裁判(弁論準備)
日時 7月6日(火) 16時30分
場所 東京地方裁判所13F民事19部

組合なんでも相談窓口担当者

事業所名	職場名	氏名	電話番号
豊洲	PSC.7プロジェクト	兼松 牧夫	1801-7461
本社	I.G.A.S.センターサービス	明石 亘	1712-3435
本社	SO事業推進・SOオペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	価格計画・価格管理	石原 隆行	1712-9867
幕張	経理 プロセス管理	橋本 雄二	1819-3039
幕張	SWLAB.第一-Lotus・T・Supp	田中 純	1243-2439
名古屋	GBS第4AD 中部第2デリバリー	板倉 浩	1416-3264
大和	製造SO.フルフィルメント・センター経理	野上 久紀	1808-4452
大和	S.A.R.M. アクセス管理	吉野 薫	1808-6423
大阪	I.T.S. 西日本ソリューション・サービス	吉田 讓二	1505-3200
大阪	G.F.S. 西日本LCM&SPデリバリー	山本 茂秋	1505-5420
京都御池	システム開発・生産技術開発	古川 肇	1616-8523
[女性関連]	東日本総務SVC.箱崎地区総務サービス	山本 初枝	1712-3097
●組合事務所電話		03-3583-9037 火、水、金10時~16時	
FAX		03-5562-0853	
e-mail		jmiu-ibm@b.kkcoame.ne.jp、HP http://www.jmiu-ibm.org/	

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律事務所
弁護士 水口 洋介 03-3355-0611(代)
http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。(お手数ですが電話により予約をお願いします)

社内の声・・・声・・・声・・・(その3)

2010年春闘アンケートコメントより

2010年春闘アンケートに寄せられたコメントを引き続き掲載します。

【リストラの声】

ライン人事 ライン評価 その結果の低評価者に対する退職勧奨は、ただちにやめてほしい。良くないことは良くないことだと、みんなで声をあげましよう。

(大阪南港 男性 40代)

退職金制度でCBがなくなつたことは問題である。その補填をするべきなのに追い打ちでリストラをするなんてIBMは本当に酷い会社だ。

リストラで辞めさせられる人が最後に有給休暇も取れないのは大問題である。

(豊洲 男性 50代)

今回のRAの詳細が不明でリストラされるか不安です。

【役員への声】

この不況で、下の者達に減俸やリストラをするわりに、トップ達は、何故減俸や、役員削減をしないのか、こんな体制で社員のやる気など到底起きないし、社員を物としか見てないしかと思えない。トップ達は、もっと人間としての一番大事な事を、お忘れではないでしょうか。赤字の会社ではないですよ!!

(男性 50代)

会社の業績向上のため



には、一般社員を減らす前に、役員、理事、ライオンを減らすべきです。リストラするのなら、割増金24カ月で全社員に希望退職を募るべき。

元IBM S社長みたくに80才迄給料が欲しいや、元IBMが社員をひね、即役員をリストラして年収半分にするべし、これでIBM社員はIBMの年金も使い込まれて退職金ゼロになりそうですよ!

他社に対して、IBMはカッコ良く見せたい為のメンツのみ、裏は最悪!社長はじめ役員からリストラすべし!

(男性 50代)

【給与への声】

DCは正直言って会社の資産運用リスクを個人への押し付けに過ぎない。また、なぜ自己都合退職金なのか不明。

会社の意向ならば、会社の退職金が受当。私は、別会社から転職でグループ会社へ入社し、ITスペシャリストなど、資格を取得したが、なぜ資格を持っていない社員より給与が低いのが不明。そもそも転職して7年経つが、いまだに転職時点の給与体系を引きずっている。給与を下げるのは難しいがそれなりに考慮した体系にして欲しい。(考慮したと言っ部分)が全く感じれない。

(大和 男性 30代)

シニア・エキスパート制度では給料が3分の1になつてしまつて聞いたのですが、本当なのですか?せつかく歳までがんばつてIBMで働いても、まったく報われないのではないのでしょうか。

(豊洲 男性 40代)

【その他の声】
会社はBCGを振り回しているが会社自身がBCG違反をやっている。今回の件については、全社側が操作しているようです。最近配布された「たかいなを拝読して報告しよう」と思いました。